

# 再評価

【海岸事業】

(直轄事業)

➤ 東播海岸直轄海岸保全施設整備事業

· · · · · 1

## 再評価

事業名 (箇所名)	東播海岸直轄海岸保全施設整備事業		担当課 担当課長名	水管理・国土保全局保全課海岸室 多田 直人		事業 主体	近畿地方整備局							
実施箇所	兵庫県神戸市垂水区、明石市					評価 年度	令和7年度							
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業													
主な事業の 諸元	護岸、離岸堤、突堤及び養浜													
事業期間	事業採択	昭和36年度	完了	令和18年度										
総事業費(億円)	294		残事業費(億円)		73									
<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東播海岸では、台風による高波浪や土砂供給の減少など様々な要因により海岸侵食が進行するとともに、昭和以降も台風による深刻な浸水被害を受けてきた。</li> <li>・塩屋東地区及び狩口地区では、背後に国道2号、JR山陽本線及び山陽電鉄が位置しており、過去には浸水に加え侵食・越波による交通遮断が発生し、当該地域における東西の交通が寸断され、地域の経済活動に大きな影響を及ぼしている。</li> </ul>														
目的・必要性	<p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設の整備により、海岸線の後退を防止するとともに、過去の台風被害から浸水被害を防止する。</li> <li>・塩屋東地区及び狩口地区における事業実施により、これらの地区を侵食や越波から防護することで、交通遮断被害を防止する。</li> <li>・未整備箇所である狩口地区及び塩屋東地区において、高潮による床上浸水被害等を防止するため、護岸の整備を進める。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標: 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</li> </ul>													
便益の主な 根拠	浸水防護面積: 約70ha 浸水防護人口: 約3,200人 浸水防護家屋数: 約1,500戸													
事業全体の 投資効率性	基準年度	令和7年度												
	B:総便益 (億円)	3,802	C:総費用(億円)	1,963	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	1.9 (2.6) (3.1)	B-C	1.839	EIRR (%)					
残事業の投 資効率性	B:総便益 (億円)	1,067	C:総費用(億円)	53	継続B/C	20.0			5.8					
感度分析	事業全体のB/C			残事業のB/C										
	残事業費 (+10% ~ -10%)			1.9~1.9	18.5~21.8									
	残工期 (+10% ~ -10%)			1.9~2.0	19.4~20.6									
	資産 (-10% ~ +10%)			1.7~2.1	18.0~22.0									
事業の効果 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石東部工区は令和2年度に整備が完了、海岸線の安定、浸水被害の防止といった効果を発現。残工区についても、これまでの施設整備が進捗。</li> <li>・国道交通遮断以外にも、鉄道や道路埋設された水道・ガス等ライフラインの遮断防止にも寄与。</li> <li>・沿岸域地域の安全度の向上に伴い、住宅や商工業施設の集積による地域振興に寄与。</li> <li>・海岸保全整備と公園の一體的整備の実施により、良好な海岸環境を創出。</li> <li>・安全で美しい海岸は海水浴場などにも利用され、地域の憩いの場の創出に寄与。</li> </ul>													
社会経済情 勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東播海岸背後の市町における総人口はやや減少・総世帯数はやや増加、事業所数はやや減少しているが、概ね横ばいで推移しており、大きな変化は無い。</li> <li>・海岸管理者である兵庫県、残事業地区(塩屋東・狩口)を含む神戸市から、早期整備等を強く要望されている。</li> <li>・海岸管理者が定める計画との整合や、隣接する港湾・漁港管理者と連携を図りながら事業に取り組んでいる。</li> <li>・社会的要因の変化や現場条件の変更等により事業計画(事業費及び事業期間等)を変更する必要が生じた。</li> </ul>													
主な事業の 進捗状況	・東播海岸直轄海岸保全施設整備事業の整備率(延長割合)は、令和7年10月時点約93%(明石東部工区100%、垂水工区約89%(直轄延長ベース))。													
主な事業の 進捗の見込 み	・残事業地区(垂水工区: 塩屋東地区、狩口地区)については、今後も引き続き地域との対話のもと、令和18年度完了に向け護岸整備を推進する。													
コスト縮減や 代替案立案 等の可能性	・塩屋東地区での工事実施に先立ち、護岸の位置を当初の計画より陸側に変更したほか、従来型に比べ空隙率の高い消波ブロックを採用することで、コスト縮減を図る。													
対応方針	継続													
対応方針理 由	・前回の再評価以降も事業の必要性は変わっていないことから、引き続き「事業を継続」することが妥当である。													
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議の結果、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断された。</li> </ul> <p>&lt;都道府県の意見・反映内容&gt;</p> <p>東播海岸直轄海岸保全施設整備事業の「事業継続」の方針に同意する。</p> <p>当海岸の背後には、国道2号、JR山陽本線、山陽電鉄などの主要交通が位置しており、塩屋東地区と狩口地区での護岸等の整備は、侵食や越波からの防護に加えて、交通遮断防止にも効果があるため、より一層のコスト縮減や早期の完成に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、事業費を含む事業計画が大幅に変更される場合には、速やかに情報提供の上、十分な時間的余裕をもって調整を行っていただきたい。</p> <p>前回再評価以降の定期点検により確認された大蔵海岸及び舞子海岸のケーン護岸背面の空洞について、「大蔵・舞子海岸の空洞対策検討委員会」の意見を踏まえ、再発防止に向け空洞対策を確実に取り組んでいただきたい。</p>													

# 位置図



— : 完了  
— : 未完了

